

「空き家等の利用等の相談に関する覚書」の 調印について

市では、「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づく「志木市空き家等対策計画」を推進するため、一般社団法人日本空き家対策協議会と「空き家等の利用等の相談に関する覚書」を結びました。

1 調印先

一般社団法人日本空き家対策協議会 代表理事 ほんまよしかつ 本間吉勝

2 調印式

平成30年11月14日（水）

3 内容

良好な住環境の維持及び形成に向けて、空き家等の対策と対応が課題となっている中、市と一般社団法人日本空き家対策協議会が協力体制を整え、情報を共有し、日本空き家対策協議会による年3回程度の相談会を開催し、空き家等の所有者等からの相談、要望に積極的に対応するとともに、さまざまな業種の専門家と横断的に連携を図りながら、空き家等の利活用、リフォーム等空き家に特化した対策のため覚書を結んだものです。



▲（左から）香川武文志木市長、本間吉勝一般社団法人日本空き家対策協議会代表理事

記者発表資料

平成30年11月14日

志木市市民生活部環境推進課

担当者／課長 小日向 啓和

電話番号／048-473-1111

内線2310

志木市